

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>(事前着手)</u></p> <p><u>第15条 補助事業者は、補助金交付の決定があった後でなければ当該事業に着手してはならない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 補助事業者は、前項ただし書に該当する場合であって、補助金交付の決定前に補助事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p><u>第16条 交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(申請書等の様式等)</p> <p><u>第17条 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(書類の提出等)</p> <p><u>第18条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、別に定めるところにより、所轄地域振興局長を経由するものとする。</u></p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年6月20日から適用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p><u>第15条 交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(申請書等の様式等)</p> <p><u>第16条 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(書類の提出等)</p> <p><u>第17条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、別に定めるところにより、所轄地域振興局長を経由するものとする。</u></p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>

(様式第7号)(第15条関係)

(新設)

交付決定前着手届

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合も、異議は申し立てません。

記

1 事業名：

2 事前着手が必要な理由：

3 事前着手（予定）日：

<別記条件>

- (1) 既に交付要綱第5条による交付申請書類を提出している場合は、補助金交付申請日から補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。